

# 第12回 定時株主総会 招集ご通知



株主総会ご出席の株主様への「お土産の配布」  
ならびに株主総会終了後に開催しておりました  
「株主懇談会」について、新型コロナウイルスの  
影響など、諸般の事情を鑑み、今回は取りやめる  
ことといたしました。何卒ご了承くださいませよ  
うお願い申し上げます。

証券コード 3443

開催日時

2020年6月26日（金曜日）  
午前10時（受付開始:午前9時）

開催場所

富山県南砺市寺家新屋敷366番地  
**ア・ミューホール(2階)**  
会場については、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査等委員会設置会社移行のための定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

川田テクノロジー株式会社



グループ理念

---

安心で快適な生活環境の創造

グループ行動指針

---

独創自立

高い品質と顧客満足

マーケット志向とグローバル化

コンプライアンス

環境保全



## 第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため外出自粛が要請される等の事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては適切な感染防止策を講じた上で、開催させていただくことといたしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大リスクを低減するため、株主様におかれましては、書面またはインターネットによって議決権を行使していただき、株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使をいただく場合は、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
<b>2 場 所</b>	富山県南砺市寺家新屋敷366番地 <b>ア・ミュージーホール（2階）</b> (会場については、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第12期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件</li> <li>第12期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金の処分の件</li> <li>第2号議案 監査等委員会設置会社移行のための定款一部変更の件</li> <li>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件</li> <li>第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</li> <li>第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件</li> <li>第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件</li> </ol>
<b>4 議決権の行使等についてのご案内</b>	3頁から4頁に記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。
<b>5 インターネット開示に関する事項</b>	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査を行った対象の一部であります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにて修正後の内容を掲載いたします。
- 今後の状況によりまして、株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

**当社ウェブサイト（ <https://www.kawada.jp/> ）**

株主総会ご出席の株主様への「お土産の配布」ならびに株主総会終了後に開催しておりました「株主懇談会」について、新型コロナウイルスの影響など、諸般の事情を鑑み、今回は取りやめることといたしました。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

# 議決権の行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1



## 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 富山県南砺市寺家新屋敷366番地

ア・ミュージーホール（2階）

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

2



## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで

3



## インターネットで議決権を行使される場合

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

## 議決権の行使等について

### (1) 議決権行使が重複してなされた場合のお取扱い

書面（郵送）とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより議決権行使を複数回された場合、またはパソコンと携帯電話等で重複して議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。


### (2) インターネットで議決権を行使される場合の注意点

- ①議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスのうえ、議決権行使書用紙右下に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止します。）
- ②株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、初めてアクセスされる際は、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いいたします。なお、この「ログインID」および「仮パスワード」は、本株主総会に関してのみ有効です。
- ③議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は株主様のご負担となります。
- ④パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用いただけない場合があります。詳細は、以下のヘルプデスクへお問い合わせください。

## 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
 **0120-173-027**（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

以上

株主の皆様へ

## 新型コロナウイルス対応に関するお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応を以下のとおり実施させていただきます。

株主の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、今後の状況によりまして、株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。（<https://www.kawada.jp>）

### 1. 株主様へのお願い

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大リスクを低減するため、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使していただき、株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。 議決権行使方法については、3頁から4頁に記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。
- ・ 株主総会にご出席を検討されている株主様は、当日の感染拡大状況やご自身の健康状態に十分ご留意いただき、ご無理をされないようお願いいたします。また、ご来場される場合は、マスクをご準備のうえご来場ください。
- ・ ご高齢の方、体調に不安のある方、妊娠されている方、直近で海外渡航された方は、本株主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。

### 2. 本株主総会における当社の対応およびご来場される株主様へのお願い

- ・ ご出席の株主様への「お土産の配布」ならびに株主総会終了後に開催しておりました「株主懇談会」は、今回は取りやめることといたしました。 何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 運営スタッフにつきましては、マスクを着用させていただく場合がございます。
- ・ 会場入口において、サーモグラフィーおよび非接触型体温計等による検温を実施させていただく予定です。検温の結果、37.5度以上の発熱がある方は、ご入場の制限等をさせていただきます。
- ・ 本株主総会は、出来るだけ短時間で議事を進行いたしたいと存じます。株主様におかれましては、あらかじめ本「招集ご通知」をご高覧くださいますようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値の向上とともに株主の皆様に対する利益還元を最重要施策の一つとして認識し、業績とともに今後の事業展開や設備および研究開発投資に伴う資金需要、財務体質の改善状況などを総合的に勘案の上、安定した配当を継続することを基本方針としております。剰余金の配当につきましては、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式1株につき金 **80円**  
総額 **472,993,040円**

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日



## 第2号議案から第6号議案に共通するご参考事項

当社は従来から、持続的成長および中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいりました。

今般、当社を取り巻く事業環境が急速に変化する中、当社は、経営に関する意思決定の更なる迅速化、取締役会における経営戦略等の議論の一層の充実と監督機能の強化を目的として、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしたいと存じます。

本株主総会に付議いたします第2号議案から第6号議案は、いずれも当該移行に関連するものですので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の特徴について、以下のとおりご説明申し上げます。

- ・監査等委員会設置会社は、2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律90号）により、株式会社に関して新たに創設された機関設計の一類型です。
- ・監査等委員会設置会社には、監査役および監査役会は置かれず、代わりに、3人以上の取締役から構成され、かつその過半数を社外取締役が占める監査等委員会が置かれます。
- ・監査等委員である取締役は、取締役として取締役会における議決権を有し、また、監査等委員会が選定する監査等委員は、監査等委員でない取締役の選解任および報酬について、株主総会で意見を述べる権限を有します。
- ・監査等委員会設置会社では、取締役の過半数が社外取締役である場合または定款に定めがある場合には、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。

## 第2号議案 監査等委員会設置会社移行のための定款一部変更の件

### (1) 変更の理由

当社現行定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。

- ①当社は、取締役の職務の執行に対する監督機能の強化および経営の意思決定の機動化によるコーポレートガバナンス体制の一層の充実を目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員会設置会社へ移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

- ②併せて、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、取締役会の決議をもって、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨の規定の新設を行い、その他、表現の一部修正および本変更に伴う条数の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### (2) 変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 <条文省略>	第1条～第4条 <現行どおり>
第2章 株式	第2章 株式
第5条～第12条 <条文省略>	第5条～第12条 <現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 <条文省略>	第13条～第18条 <現行どおり>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第19条 <条文省略>	第19条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の定員)</p> <p>第20条 当社は、<u>取締役8名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役の選任方法及び累積投票の排除)</p> <p>第21条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任については<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結したときに満了する。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>(取締役の定員)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>8名以内とする。</u></p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法及び累積投票の排除)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3. 取締役の選任については<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 増員又は補欠のため選任された取締役の任期は他の現任者の残任期間とする。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第25条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>2. 前項の招集は、会日より3日前に各取締役及び各監査役に対しその通知を発するものとする。<u>ただし、緊急やむを得ぬ場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第25条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>2. 前項の招集は、会日より3日前に各取締役に対しその通知を発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>3. 取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役、相談役及び顧問)</p> <p>第28条 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。また取締役会の決議により、<u>相談役及び顧問各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事は、その要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び<u>監査役が記名捺印又は電子署名する。</u></p> <p>2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、<u>株主総会によって定める。</u></p> <p>第31条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第28条 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事は、その要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名捺印又は電子署名する。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会によって定める。</u></p> <p>第31条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に定める賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第33条～第44条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、<u>会社法第427条第1項の定めるところに従い、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に定める賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第33条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>第33条～第44条 &lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の設置)</p> <p>第34条 当社は、<u>監査等委員会を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p> <p>第35条 監査等委員会は、<u>その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集)</p> <p>第36条 監査等委員会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。</u> <u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第37条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> <u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第38条 監査等委員会の議事は、その要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名捺印又は電子署名する。</u> <u>2. 監査等委員会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u> <u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第39条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第45条 &lt;条文省略&gt; (会計監査人の選任)</p> <p>第46条 会計監査人は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> (会計監査人の任期)</p> <p>第47条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結したときに満了する。</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条 &lt;現行どおり&gt; (会計監査人の選任)</p> <p>第41条 会計監査人は、<u>株主総会において選任する。</u> (会計監査人の任期)</p> <p>第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第48条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て、取締役会においてこれを定める。</p> <p>第49条～第50条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第7章 計算</p> <p>第51条～第52条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て、取締役会においてこれを定める。</p> <p>第44条～第45条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第7章 計算</p> <p>第46条～第47条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第12回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p>



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「監査等委員会設置会社移行のための定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、現在の取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案「監査等委員会設置会社移行のための定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

なお、取締役候補者は、当社「指名・報酬委員会規程」に定める指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会の出席回数
1	かわだ ただひろ 川田 忠裕 再任	代表取締役社長	11回／11回
2	わたなべ さとる 渡邊 敏 再任	常務取締役	11回／11回
3	かわだ たくや 川田 琢哉 再任	取締役	11回／11回
4	みやた けんさく 宮田 謙作 新任		
5	やまかわ たかひさ 山川 隆久 再任 社外 独立	取締役	10回／11回
6	たかくわ こういち 高桑 幸一 再任 社外 独立	取締役	11回／11回

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">1</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p style="text-align: center;">かわだ ただひろ <b>川田 忠裕</b> (1962年11月16日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】 60,956株</p> <p>【取締役会の出席回数】 11回／11回</p>	<p>1985年 5月 川田工業(株)入社 1997年 6月 同社取締役航空事業部長 2003年 6月 同社常務取締役管理本部副本部長兼航空・機械事業部長 2005年 6月 同社代表取締役社長 (現) 2009年 2月 当社代表取締役社長 (現) 2018年 6月 カワダロボティクス(株)代表取締役社長 (現)</p> <hr/> <p>【取締役候補者とした理由】 候補者は、当社グループのトップとして、広い視野、豊富な経験と知見を有し当社グループを牽引するとともに、経営の指揮および監督を適切に行っております。 これらのことから、持続的な企業価値の向上を目指す当社のグループ戦略の実現を図ると共に、取締役会の意思決定および監督機能の一層の強化への貢献を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">2</p> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</p>	<p style="text-align: center;">わたなべ さとる <b>渡邊 敏</b> (1960年6月18日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】 7,430株</p> <p>【取締役会の出席回数】 11回／11回</p>	<p>1983年4月 川田工業(株)入社 2001年6月 同社取締役経理部長 2008年4月 同社常務取締役経営企画・財務・IR担当 2009年2月 当社取締役経営企画・財務・IR担当 2011年6月 当社常務取締役経営企画・財務・IR担当(現) 2019年6月 川田工業(株)専務取締役経営企画・財務・IR担当(現)</p> <hr/> <p>【取締役候補者とした理由】 候補者は、川田工業(株)に入社以来、財務・経理に携わる等、豊富な業務経験と財務・会計等に関する深い知見を有しており、2009年に当社取締役に就任した後は、財務責任者として当社およびグループ全体の財務・資本政策における改革的な取り組みやコーポレートガバナンス体制の強化に向けた取り組みを推進しております。これらのことから、持続的な企業価値の向上を目指す当社のグループ戦略の実現を図るとともに、取締役会の意思決定および監督機能の一層の強化への貢献を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">3</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p style="text-align: center;">かわだ たくや <b>川田 琢哉</b> (1966年7月18日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】 33,207株</p> <p>【取締役会の出席回数】 11回／11回</p>	<p>1991年4月 川田工業(株)入社 2001年6月 川田建設(株)取締役経理部長 2003年4月 佐藤工業(株)取締役経営企画担当 2005年6月 川田工業(株)執行役員橋梁事業部東京営業部長 2008年3月 同社常務執行役員橋梁事業部長 2010年6月 同社取締役大阪支社長 2012年6月 川田建設(株)代表取締役社長(現) 2017年6月 当社取締役(現)</p> <hr/> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、当社グループにおいて経理・経営企画部門の責任者として経験を有するとともに、当社グループの基幹事業である橋梁事業の拡大と競争力の増大にその手腕を発揮してまいりました。2012年に当社グループの基幹会社の一つである川田建設(株)の代表取締役に就任以来、同社を強力なリーダーシップで牽引し、経営の指揮および監督を適切に行っております。</p> <p>これらのことから、持続的な企業価値の向上を目指す当社のグループ戦略の実現を図るとともに、取締役会の意思決定および監督機能の一層の強化への貢献を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">4</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新任</div>	<p style="text-align: center;">み や た    けん さ く <b>宮田   謙作</b></p> <p style="text-align: center;">(1956年10月17日生)</p> <p style="text-align: center;">【所有する当社の株式数】 3,025株</p>	<p>1979年 4 月 (株)北陸銀行入行</p> <p>2011年 4 月 当社入社 経理部財務担当部長 川田工業(株)入社 経理部財務担当部長</p> <p>2011年 8 月 当社経理部長 川田工業(株)経理部長</p> <p>2012年 4 月 川田工業(株)執行役員経理部長</p> <p>2013年 6 月 同社取締役経理部長 (現)</p> <p>2014年 6 月 当社経理部長兼経営管理部長 (現)</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、金融機関において培った財務・経営分析に関する豊富な経験・知識と、当社およびグループの基幹会社である川田工業(株)での業務経験を通じて財務・会計・経営管理に関する深い知見を有し、財務体質の強化に貢献するとともに、I R戦略・経営計画策定を担うなど、当社の経理部長および経営管理部長としての職責を果たしております。</p> <p>これらのことから、持続的な企業価値の向上を目指す当社のグループ戦略の実現を図るとともに、取締役会の意思決定および監督機能の一層の強化への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">5</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p style="text-align: center;">やまかわ たかひさ <b>山川 隆久</b> (1956年12月28日生)</p> <p style="text-align: center;">【所有する当社の株式数】 一株</p> <p style="text-align: center;">【社外取締役在任年数】 5年</p> <p style="text-align: center;">【取締役会の出席回数】 10回／11回</p>	<p>1985年 4 月 弁護士登録（東京弁護士会） 1985年 4 月 石原寛法律事務所入所 2001年 3 月 ㈱ベルパーク社外監査役（現） 2002年 4 月 ルネス総合法律事務所開設（現） 2015年 5 月 ミニストップ㈱社外取締役（現） 2015年 6 月 当社社外取締役（現）</p> <hr/> <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 候補者は、弁護士としての法曹界における豊富な経験および専門的知見を有しており、社外取締役として、これらに基づく有益な助言・提言を行うことにより、取締役会の監督機能向上に貢献しております。 これらの知見と実績等を踏まえ、独立した立場から、取締役会の意思決定および監督機能の一層の強化への貢献を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">6</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p style="text-align: center;">たかくわ こういち <b>高桑 幸一</b> (1952年3月21日生) 【所有する当社の株式数】 500株 【社外取締役在任年数】 4年 【取締役会の出席回数】 11回／11回</p>	<p>1974年4月 北陸電力(株)入社 2007年6月 同社常務取締役原子力本部副本部長 2009年6月 同社常勤監査役 2016年6月 同社嘱託(現) 当社社外取締役(現) 2017年4月 国立大学法人富山大学経済学部客員教授(現)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 候補者は、経営者としての豊富な経験および幅広い見識を有しており、主に経営の観点から有益な助言を行うことにより、取締役会の監督機能向上に貢献しております。 これらの知見と実績等を踏まえ、独立した立場から、取締役会の意思決定および監督機能の一層の強化への貢献を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 山川隆久および高桑幸一の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。  
3. 当社は、山川隆久および高桑幸一の両氏との間において、当社定款第32条に定める責任限定契約を締結しており、同契約は会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合、法令に定める最低責任限度額を上限に責任を限定するものであります。なお、両氏が再任された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。  
4. 当社は、山川隆久および高桑幸一の両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出しています。本議案において両氏の選任が承認可決された場合には、両氏は引き続き独立役員となる予定です。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「監査等委員会設置会社移行のための定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「監査等委員会設置会社移行のための定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社 における地位	取締役会 の出席回数	監査役会 の出席回数
1	井藤 晋介 いとう しんすけ 新任	取締役	11回/11回	
2	高木 繁雄 たかぎ しげお 新任 社外 独立	社外監査役	9回/11回	11回/13回
3	福地 啓子 ふくち けいこ 新任 社外 独立			



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新任</div>	<p style="text-align: center;">いとう しんすけ <b>井藤 晋介</b> (1954年8月31日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】 1,630株</p> <p>【取締役会の出席回数】 11回／11回</p>	<p>1979年4月 川田工業(株)入社</p> <p>2005年11月 同社橋梁事業部海外営業部次長</p> <p>2007年11月 大日本コンサルタント(株)海外事業部次長</p> <p>2014年9月 同社取締役業務管理・内部統制担当</p> <p>2016年10月 当社総務部長 川田工業(株)執行役員総務部長</p> <p>2017年6月 当社取締役総務部長兼コンプライアンス担当(現) 川田工業(株)取締役総務部長兼コンプライアンス担当</p> <p>2019年6月 同社常務取締役総務部長兼コンプライアンス担当 (現)</p> <hr/> <p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、長年にわたり人事労務、海外事業に携わる等、豊富な業務経験と管理に関する深い知見を有し、当社の総務部長に就任以来、当社およびグループ全体の公正性、効率性に向けた各種人事施策や、コンプライアンスに基づくコーポレートガバナンス体制の強化に向けた取り組みを推進しており、人格、識見ともに優れていることから、当社の経営に対する監査・監督機能強化に貢献することを期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">2</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</p>	<p style="text-align: center;">たかぎ しげお <b>高木 繁雄</b></p> <p style="text-align: center;">(1948年4月2日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】 －株</p> <p>【社外監査役在任年数】 8年</p> <p>【取締役会の出席回数】 9回／11回</p> <p>【監査役会の出席回数】 11回／13回</p>	<p>1971年4月 (株)北陸銀行入行</p> <p>1998年6月 同行取締役</p> <p>2002年6月 同行代表取締役頭取</p> <p>2003年9月 (株)ほくぎんフィナンシャルグループ (現(株)ほくほく フィナンシャルグループ) 代表取締役社長</p> <p>2012年6月 当社社外監査役 (現)</p> <p>2016年7月 (株)北陸銀行特別参与 (現)</p> <hr/> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、豊富な企業経営経験に基づく財務および会計に関する高い知見を有しており、当社の経営の健全性確保に貢献をしていただ いており、社外監査役として、当社の監査に重要な役割を果たして おります。これらの知見と実績等を踏まえ、独立した立場から、当 社の経営に対する監査・監督機能強化に貢献いただくことを期待 し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであ ります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
<p style="font-size: 24pt; font-weight: bold; color: #0070C0;">3</p> <div style="border: 1px solid #0070C0; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid #0070C0; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid #0070C0; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">ふくち けいこ 福地 啓子</p> <p style="text-align: center;">(1959年1月7日生)</p> <p style="text-align: center;">【所有する当社の株式数】</p> <p style="text-align: center;">一株</p>	<p>1981年4月 東京国税局入局                  2008年7月 税務大学校教授                  2013年7月 国税庁長官官房国際業務課国際企画官                  2018年3月 金沢国税局長                  2019年8月 税理士登録（現）</p> <hr/> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、長年にわたり国税当局において税務に関する業務に従事し、税務に関する豊富な経験・識見を有しております。これらの知見と実績等を踏まえ、独立した立場から、当社の経営に対する監査・監督機能強化に貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 高木繁雄氏は、当社の主要取引銀行である㈱北陸銀行の特別参与であります。同行は、当社の議決権の4.82%を有しておりますが、高木繁雄氏個人と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 なお、他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高木繁雄および福地啓子の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は、高木繁雄氏との間において、当社定款第32条に定める責任限定契約を締結しており、同契約は会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合、法令に定める最低責任限度額を上限に責任を限定するものであります。なお、高木繁雄氏が再任された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。  
 また、福地啓子氏が選任された場合、当社は同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
4. 高木繁雄および福地啓子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認可決された場合には、独立役員として指定する予定であります。なお、高木繁雄氏は㈱北陸銀行の特別参与であり、同行は当社の議決権の4.82%を有しておりますが、同氏は非業務執行者であることから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「監査等委員会設置会社移行のための定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2009年6月26日開催の第1回定時株主総会において、月額10百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して月額10百万円以内とさせていただきたく存じます。

なお、当報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「監査等委員会設置会社移行のための定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「監査等委員会設置会社移行のための定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を月額5百万円以内とさせていただきたく存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「監査等委員会設置会社移行のための定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当社グループは、2017年5月に「第1次中期経営計画（2017年度～2019年度）」を策定し、基本方針に基づき、その実現に向けて各種施策に取り組んでまいりました。計画期間中は、政府による経済政策の推進や老朽化を迎えた社会インフラの維持保全ニーズの高まりにより公共投資は堅調に推移し、また企業収益の改善や首都圏を中心とした再開発が活況を呈すなど民間設備投資も増加基調となり、総じて堅調な事業環境のもと、受注および利益の確保に努めてきた結果、業績は増収増益を継続し、数値目標を達成することができました。

しかしながら、今後の建設業を取り巻く事業環境については、新型コロナウイルス感染症の影響により民間設備投資の需要の縮小が懸念され、公共投資についても、新設から保全・補修へと構造変化が進んでいることから、大きな転換期を迎えております。また建設産業全体の課題である担い手不足の深刻化が見込まれることに加え、ICT、ロボット、AIなど先進的な技術革新が急速に進み、建設生産プロセスにおけるデジタル化の進展が予想されております。

こうした転換期を迎えつつある事業環境に対し、多岐に亘る事業を営んでいる当社グループの強みを活かし、「川田ならでは」を追求していくことで持続的な成長と企業価値の向上を目指すとともに、「安全」「品質」そして「コンプライアンス」徹底のための体制整備に向けて継続的に取り組んでまいります。

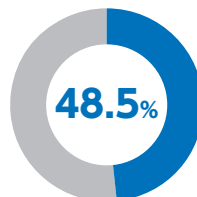
当社グループの当連結会計年度における業績は、売上高127,048百万円（前連結会計年度比7.3%増）、営業利益6,759百万円（同11.4%増）、経常利益8,543百万円（同0.03%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,449百万円（同6.4%増）となりました。受注高につきましては、前連結会計年度において過去最高を記録した中、112,000百万円の受注目標を定めておりましたが、鉄構ならびに建築セグメントが伸び悩んだため106,384百万円（同24.9%減）になりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。（事業の種類別セグメントの業績については、セグメント間の内部売上高等を含めて記載しております。）

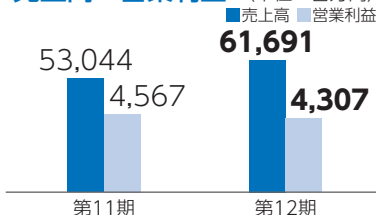
## 鉄構セグメント 売上高 61,691百万円 営業利益 4,307百万円

鉄構セグメントにおきましては、売上高は、鉄骨事業において首都圏再開発工事の減少を関西地区の工事で補うことができたことで前連結会計年度とほぼ同じボリュームでしたが、橋梁事業において高速道路会社発注の大型新設鋼製橋梁や大規模更新工事が順調に進捗したことにより、61,691百万円（前連結会計年度比16.3%

### 売上高構成比



### 売上高・営業利益 (単位：百万円)

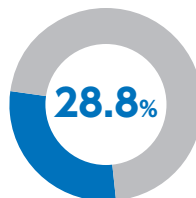


増)と前連結会計年度を大幅に上回る結果となりました。損益面は、鉄骨事業において当第3四半期までに大型工事の設計変更獲得や採算性が高い工事の進捗が順調に推移したことに加え、第4四半期においても発注者との設計変更協議が順調に進んだことで高い収益率を維持しました。その一方で、橋梁事業において採算性の厳しい工事が進捗したことや一部工事で設計変更協議を進めてきた中、当連結会計年度での設計変更の獲得までには至らず、結果として原価が先行したことにより、営業利益は4,307百万円（同5.7%減）となりました。受注高は、鉄骨事業において、当第4四半期で首都圏を中心とした大型再開発工事の受注を積み重ねることができたことで前連結会計年度を上回る結果となったものの、橋梁事業において発注量が前連結会計年度に比べ大幅に減少する中、豊富な繰越案件を抱えていたことで、応札に必要な配置予定技術者が逼迫し、応札案件の絞り込みを余儀なくされたことで受注高は、42,056百万円（同23.1%減）となりました。

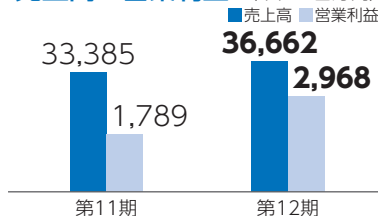
## 土木セグメント 売上高 36,662百万円 営業利益 2,968百万円

土木セグメントにおきましては、売上高は、高速道路会社の保全工事を中心に順調に進捗したことに加え、当連結会計年度に大型工事の設計変更が獲得できたことにより、36,662百万円（前連結会計年度比9.8%増）と前連結会計年度を上回る結果となりました。損益面は、床版取替工事の更新事業において当連結会計年度での設計変更の獲得までには至らず、原価が先行した工事があったものの、新設PC橋梁と保全工事の大型案件において設計変更の獲得ができたことにより、営業利益は2,968百万円（同65.9%増）と大幅に改善しました。受注高は、前連結会計年度からの豊富な繰越高を受け、選別受注を行ったこともあり前年同期より減少したものの、国土交通省、高速道路会社を中心に受注を積み重ねることができたことで38,498百万円（同24.9%減）となりました。この結果、当連結会計年度における次期繰越高は過去最高となりました。

### 売上高構成比



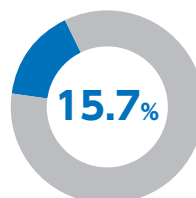
### 売上高・営業利益 (単位：百万円)



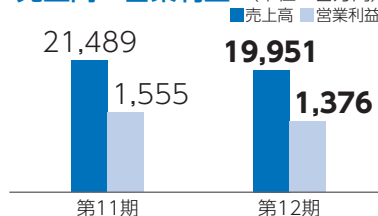
## 建築セグメント 売上高 19,951百万円 営業利益 1,376百万円

建築セグメントにおきましては、売上高は、前連結会計年度からの豊富な繰越高を受け、繰越高におけるシステム建築およびS造建築の大型工事は概ね順調に進捗したものの、当連結会計年度の受注高が落ち込んだことにより売上高は19,951百万円（前連結会計年度比7.2%減）となりました。損益面は、売上ボリュームが減少した中、システム建築およびS造建築の採算性改善により粗利益は増加したものの、事務所移転に伴い管理費が増加したことにより、営業利益1,376百万円（同11.5%減）となりました。受注高は、当第4四半期でシステム建築を中心とした大型工事の受注を積み重ねることができましたが、当第3四半期までの伸び悩みを補うまでには至らなかったことで13,479百万円（同40.9%減）となりました。

### 売上高構成比



### 売上高・営業利益 (単位：百万円)



**その他**    **売上高 12,641**百万円    **営業利益 668**百万円

---

その他におきましては、売上高は12,641百万円（前連結会計年度比1.9%増）、損益面につきましては、ソフトウェア関連および橋梁付属物販売の売上増加による利益が増加したことなどにより、営業利益668百万円（同61.2%増）となりました。

## **(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度において実施しました設備投資額は38億円であり、その主なものは当社連結子会社の川田工業(株)における工場生産設備の取得・更新、川田建設(株)における工場生産設備の取得・更新および機材センター倉庫の増設ならびに東邦航空(株)における航空機装備品の取得であります。

## **(3) 資金調達の状況**

当連結会計年度において特記事項はありません。

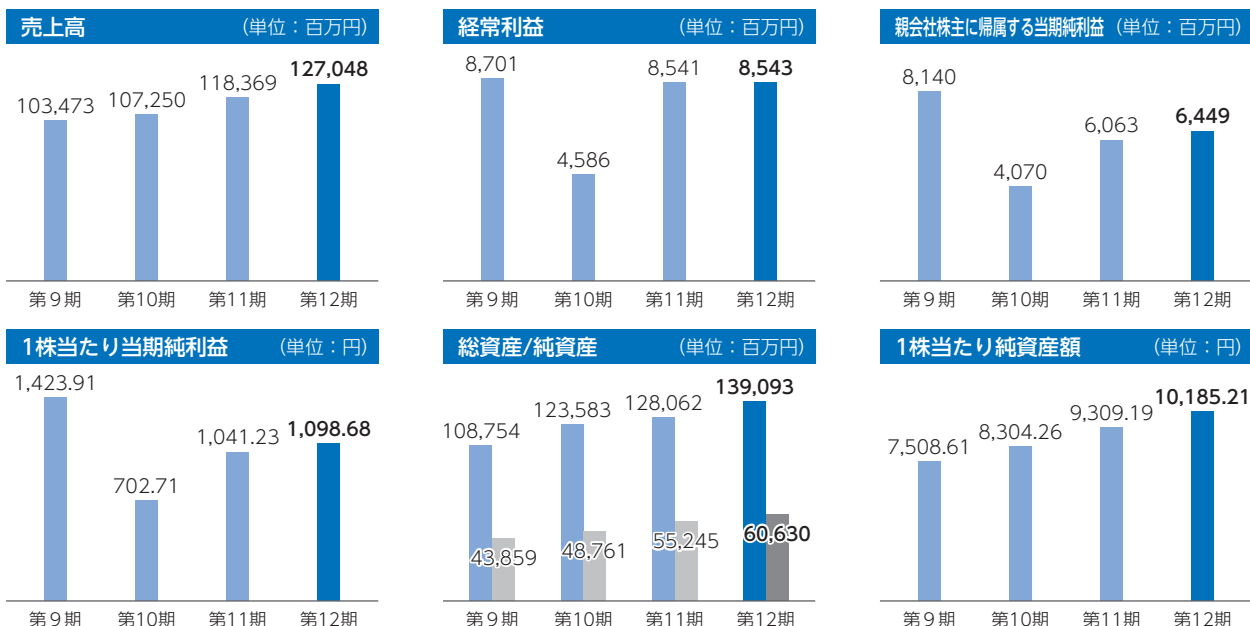
## **(4) 企業再編等の状況**

当連結会計年度において特記事項はありません。



## (5) 企業集団および当社の財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移



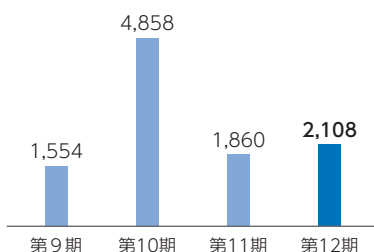
	第9期 (2017年3月期)	第10期 (2018年3月期)	第11期 (2019年3月期)	第12期 (当連結会計年度 (2020年3月期))
受注高 (百万円)	108,392	122,177	141,585	106,384
売上高 (百万円)	103,473	107,250	118,369	127,048
経常利益 (百万円)	8,701	4,586	8,541	8,543
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	8,140	4,070	6,063	6,449
1株当たり当期純利益 (円)	1,423.91	702.71	1,041.23	1,098.68
総資産 (百万円)	108,754	123,583	128,062	139,093
純資産 (百万円)	43,859	48,761	55,245	60,630
1株当たり純資産額 (円)	7,508.61	8,304.26	9,309.19	10,185.21

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

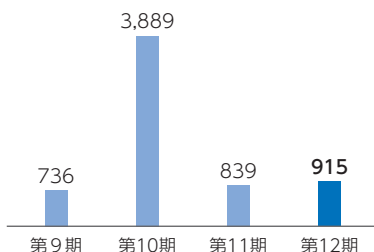
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第11期の期首から適用しており、第10期の総資産については遡及適用後の数値を記載しております。

## ② 当社の財産および損益の状況の推移

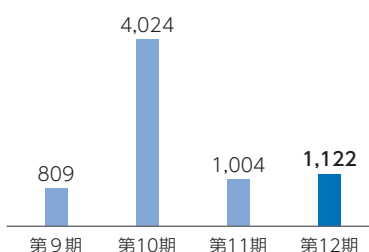
営業収益 (単位：百万円)



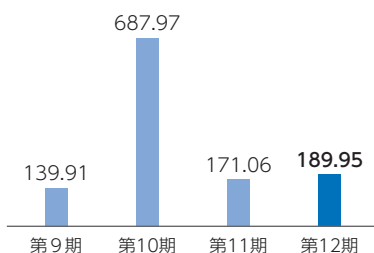
経常利益 (単位：百万円)



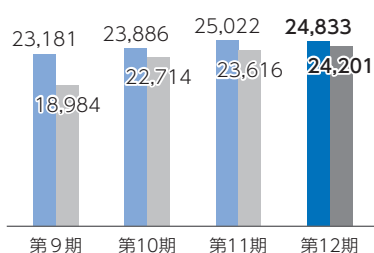
当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第9期 (2017年3月期)	第10期 (2018年3月期)	第11期 (2019年3月期)	第12期 (当期) (2020年3月期)
営業収益	(百万円)	1,554	4,858	1,860	2,108
経常利益	(百万円)	736	3,889	839	915
当期純利益	(百万円)	809	4,024	1,004	1,122
1株当たり当期純利益	(円)	139.91	687.97	171.06	189.95
総資産	(百万円)	23,181	23,886	25,022	24,833
純資産	(百万円)	18,984	22,714	23,616	24,201
1株当たり純資産額	(円)	3,251.15	3,881.11	3,998.75	4,092.95

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。  
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第11期の期首から適用しており、第10期の総資産については遡及適用後の数値を記載しております。

## (6) 対処すべき課題

セグメント別の経営環境分析は、次のとおりであります。

セグメント	経営環境
鉄 構	<p>【橋梁事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市況           <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設鋼製橋梁の発注量は中長期的には緩やかな減少傾向</li> <li>・短期的には、暫定2車線で開通している高速道路の4車線化や関西方面での大型案件などがあり、堅調な事業環境</li> <li>・大規模更新、大規模修繕については高速道路会社を中心として発注量は漸増傾向</li> </ul> </li> <li>○競合他社との差別化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術と経験ある人材を多く確保し、複合橋梁を得意としております。</li> </ul> </li> </ul> <p>【鉄骨事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市況           <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏の大型再開発プロジェクト、大阪・関西万博関連施設そして梅田北再開発など堅調な事業環境</li> </ul> </li> <li>○競合他社との差別化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・製作から現場施工（建て方含む）までを一括して請け負っております。</li> </ul> </li> </ul>
土 木	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市況           <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設プレストレスト・コンクリート橋梁の発注量は減少傾向</li> <li>・高速道路会社による大規模更新・大規模修繕は大幅な増加傾向</li> </ul> </li> <li>○競合他社との差別化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・長年の首都高速道路における保全工事を通じて、各種保全技術ノウハウを蓄積しております。</li> </ul> </li> </ul>
建 築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市況           <ul style="list-style-type: none"> <li>・人手不足などにより在来工法からのシフトが進みシステム建築市場が拡大</li> <li>・電子商取引の拡大による大型物流施設の需要が旺盛</li> </ul> </li> <li>○競合他社との差別化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案から設計・施工・アフターメンテナンスまでを一括してお客様に提供しております。</li> </ul> </li> </ul>

(注)

鉄構（橋梁事業除く）、建築の各セグメントにおける施主は民間企業が多く、新型コロナウイルス感染症の影響で設備投資意欲が減退することが想定されます。このことは今後上述の市況に大きく影響を及ぼす可能性があります。

以上の分析結果に基づき、次のとおり課題を認識し、対処を行ってまいります。

セグメント	対処すべき課題
鉄 構	<p>【橋梁事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性向上による工場のコスト競争力の強化</li> <li>・工場操業度の維持や平準化のための各種土木構造物への挑戦</li> <li>・工事における現場施工要員不足の解消</li> </ul> <p>【鉄骨事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超高層建築物における躯体構造の変化に対応した生産、施工そして営業体制の再構築</li> </ul>
土 木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長年の首都高速道路における保全工事で獲得してきた各種保全技術ノウハウの共有と活用</li> <li>・エリアごとに、新設PC橋梁、更新工事、保全工事を設計・施工できる体制の模索</li> </ul>
建 築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物流倉庫建設資金の多様化に対応した提案型営業</li> </ul>

なお、各セグメントおよびその他事業を通じて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みに象徴されるように、「安全は全てに優先される」という強い認識のもと、事故などの根絶に向けた不断の努力を継続してまいります。また、このような取り組みの中から生み出される社会インフラ、サービスについては、高い品質とともに提供していけるよう今後も取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの事業活動に引き続きご理解をいただき、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、鉄構セグメント、土木セグメント、建築セグメントおよびその他事業を主な事業内容とし、さらに各事業に関連する研究やサービスなどの事業活動を展開しております。

各セグメントにおける主な事業内容は、次のとおりです。

セグメントの名称	主な事業内容
鉄 構	鋼製橋梁および建築鉄骨の設計・製作・架設据付、鋼材製品の販売
土 木	PC橋梁、プレキャスト橋梁の設計・製作・架設据付および橋梁保全工事請負
建 築	一般建築およびシステム建築の設計・工事請負
その他	次世代型産業用ロボット等の製造および販売 各種機械装置、コンピューターシステム、ソフトウェアの開発・設計・販売およびコンサルティング ソフトウェアの開発・販売およびシステム機器の販売、橋梁等の構造解析および設計・製図 橋梁付属物の販売 航空機使用事業 建設工事の請負ならびに企画、設計、監理およびコンサルティング (持分法適用会社)

## (8) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

### ① 当 社

川田テクノロジーズ株式会社	富山本社 (富山県南砺市)、東京本社 (東京都北区)
	技術研究所 (東京都台東区/栃木県芳賀郡)

### ② 子会社

川田工業株式会社	富山本社 (富山県南砺市)、東京本社 (東京都北区)、大阪支社 (大阪市西区)
	富山工場 (富山県)、栃木工場 (栃木県)、四国工場 (香川県)
川田建設株式会社	本 社 (東京都北区)、那須工場 (栃木県)、九州工場 (大分県)
川田テクノシステム株式会社	本 社 (東京都北区)
株式会社橋梁メンテナンス	本 社 (東京都北区)、南砺工場 (富山県)
富士前鋼業株式会社	本 社 (東京都北区)
東邦航空株式会社	本 社 (東京都江東区)
新中央航空株式会社	本 社 (茨城県龍ヶ崎市)
カワダロボティクス株式会社	本 社 (東京都台東区)

## (9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
鉄 構	906名	23名
土 木	584名	1名
建 築	139名	4名
その他	571名	-12名
全 社 (共通)	122名	12名
合 計	2,322名	28名

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社 (共通) は、総務および経理などの管理部門ならびに研究開発部門の従業員であります。

### ② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	64名	13名	42.1歳	15.6年
女 性	15名	1名	36.3歳	8.1年
合計または平均	79名	14名	41.0歳	14.2年

(注) 1. 平均勤続年数は、当社グループでの勤続年数を加算しております。

2. 従業員数が前期末と比べて14名増加したのは、管理要員の増員および2019年5月1日付で当社の連結子会社でありますカワダロボティクス株式会社より技術研究所基盤技術研究室へ研究開発を目的に向向者を受け入れたためであります。

## (10) 重要な子会社等の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
川田工業株式会社	9,601百万円	100.0%	橋梁、プレベーム、鉄骨等の各種構造物の設計、製作および施工

### ② 持分法適用関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
佐藤工業株式会社	3,000百万円	49.9%	建設工事の請負ならびに企画、設計、監理およびコンサルティング

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	所在地	帳簿価額	当社の総資産額
川田工業株式会社	富山県南砺市苗島4610番地	13,954百万円	24,833百万円

## (11) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

当社グループ会社の主要な借入先は、次のとおりであります。

借入先	借入額 (百万円)
株式会社北陸銀行	8,142
株式会社三菱UFJ銀行	3,776
三井住友信託銀行株式会社	1,907

## (12) その他企業集団の現況に関する事項

当社連結子会社における譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2018年5月11日開催の取締役会において、当社の連結子会社である川田工業株式会社、川田建設株式会社、川田テクノシステム株式会社および株式会社橋梁メンテナンス（以下「当社子会社等」といいます。）の取締役および執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）に対するインセンティブ制度として、当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）を割り当てる譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。当連結会計年度は、2019年7月に譲渡制限付株式報酬として、対象取締役等38名に総額120,510,450円の自己株式を付与しております。

本制度の概要は、以下のとおりです。

### 1) 本制度の導入目的および理由

対象取締役等に当社グループの企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との利益共有を図ることを目的としております。

### 2) 概要

対象取締役等は、本制度に基づき当社子会社等から支給された金銭報酬債権または金銭債権の全部を現物出資財産として当社に払込み、本株式について発行または処分を受けます。実際に株式の割り当てを受ける対象取締役等ならびに具体的な支給時期および配分については、当社子会社等の取締役会において決定されます。

また、本制度により発行または処分される本株式の1株当たりの払込金額は、当該発行または処分に係る当社の取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における本株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）により決定されます。

なお、本株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役等との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件としております。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理されます。

## 2 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 5,914,870株  
 (3) 株主数 4,355名  
 (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	832	14.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	492	8.33
株式会社北陸銀行	284	4.82
株式会社三菱UF J 銀行	265	4.49
GOVERNMENT OF NORWAY	247	4.19
川田テクノロジーズ社員持株会	214	3.63
川田工業協力会持株会	179	3.03
富士前商事株式会社	141	2.40
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	117	1.98
三菱UF J 信託銀行株式会社	100	1.69

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (2,457株) を控除して計算しております。  
 2. 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。  
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 832千株  
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 492千株



### 3 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2015年8月10日開催の当社取締役会において、当社の取締役および当社子会社の取締役に対し、新株予約権（有償ストック・オプション）を発行することを決議いたしました。発行要綱は、以下のとおりです。

決 議 年 月 日	2015年8月10日
新 株 予 約 権 の 数	1,770個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式177,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の割当対象者	当社取締役（社外取締役を除く）および 子会社取締役（社外取締役を除く）
新株予約権と引き換えに払い込む金額	新株予約権1個当たり4,700円
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,190円
新株予約権の行使期間	自 2015年9月18日 至 2025年9月17日
新株予約権の行使条件	(注)

(注) 新株予約権の行使条件

- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額（ただし、割当日後に株式分割または株式併合等があった場合は取締役会により適切に調整されるものとする。）に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者は本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の状況

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	川 田 忠 裕		川田工業株式会社 代表取締役社長 カワダロボティクス株式会社 代表取締役社長
常務取締役	渡 邊 敏	経営企画・財務・I R 担当	川田工業株式会社 専務取締役
取締役	川 田 琢 哉		川田建設株式会社 代表取締役社長
取締役	井 藤 晋 介	総務部長 兼 コンプライアンス担当	川田工業株式会社 常務取締役
取締役	山 崎 一 樹	グループ経営戦略室長 兼 総務部VISION推進担当部長	川田工業株式会社 総務部VISION推進担当部長
取締役	山 川 隆 久		ルネス総合法律事務所 弁護士 株式会社ベルパーク 社外監査役 ミニストップ株式会社 社外取締役
取締役	高 桑 幸 一		北陸電力株式会社 嘱託 国立大学法人富山大学経済学部 客員教授
常勤監査役	山 田 勇		川田工業株式会社 監査役
監査役	岡 田 敏 成		川田工業株式会社 常勤監査役
監査役	高 木 武 彦		高木武彦税理士事務所 税理士 川田工業株式会社 監査役 株式会社丸井グループ 社外監査役
監査役	高 木 繁 雄		株式会社北陸銀行 特別参与 セーレン株式会社 社外監査役 北陸電力株式会社 社外取締役 日医工株式会社 社外取締役

- (注) 1. 地位ならびに担当および重要な兼職の状況は、2020年3月31日現在で記載しております。
2. 取締役山川隆久および高桑幸一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役高木武彦および高木繁雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役山川隆久、高桑幸一および監査役高木武彦の3氏は、東京証券取引所に独立役員として届出しております。
5. 常勤監査役山田勇氏は、財務および会計をはじめとする豊富な経験、幅広い知見を有しております。
6. 監査役岡田敏成氏は、当社グループの主力事業である鋼橋部門において営業・管理部門を歴任するなど事業部門に対する豊富な知識と会社運営に関する高い知見を有しております。
7. 監査役高木武彦氏は、国税局長、税務大学校長を歴任し、国税庁退官後は税理士として活躍しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役高木繁雄氏は、豊富な企業経営経験によりさまざまな分野に関する豊富な知識と経験を有しており、財務および会計に関する高い知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役および社外監査役との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の総額および員数

取締役 7名 50百万円（うち社外取締役 2名 7百万円）

監査役 4名 21百万円（うち社外監査役 2名 4百万円）

(注) 本支給総額は2019年4月1日から2020年3月31日までの支給実績を記載しております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職先は40頁に記載のとおりであります。

なお、社外監査役高木繁雄氏が特別参与として兼職する株式会社北陸銀行は、当社の主要取引銀行であり、当社の議決権の4.82%を保有しております。

### ② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役山川隆久氏は、当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行い、社外取締役としての機能を十分に発揮いたしました。

社外取締役高桑幸一氏は、当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、必要に応じ、会社経営に関する豊富な経験から、当社の経営全般についての発言を行い、社外取締役としての機能を十分に発揮いたしました。

社外監査役高木武彦氏は、当事業年度開催の取締役会11回、監査役会13回のうち、取締役会に10回、監査役会に12回出席し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行い、十分に監査機能を発揮いたしました。

社外監査役高木繁雄氏は、当事業年度開催の取締役会11回、監査役会13回のうち、取締役会に9回、監査役会に11回出席し、主に企業経営についての深い見識に基づき適宜発言を行い、十分に監査機能を発揮いたしました。

### ③ 社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額

1名 3百万円

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額                  | 26百万円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 50百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんが、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

### (3) 解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断される場合においては、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認める場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

## 6 業務の適正を確保するための体制

### (1) 内部統制システムの基本方針および運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容（基本方針）および当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

#### 1) 当社および当社グループ会社の取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

##### 【基本方針の決議内容】

- ①当社および当社グループ会社のコンプライアンス体制の基盤となる「川田グループコンプライアンス憲章」に基づき、職務の執行にあたっては法令および定款を遵守することを徹底する。
- ②当社の取締役会に対する意見形成機関として、当社および当社グループ会社のコンプライアンス担当などで構成する「グループコンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制を強化する。
- ③当社および当社グループ会社のコンプライアンスに関する組織、教育、監視、通報、行動マニュアルなど、内部体制ならびに関連諸制度を整備し、適宜に検証・改善を行う。

##### 【運用状況の概要】

当社は、当社のコンプライアンス担当役員が委員長となる「グループコンプライアンス委員会」が主導し、コンプライアンス体制の基盤となる「川田グループコンプライアンス憲章」を当社グループの役員等に周知徹底するとともに、コンプライアンス関連規程の整備、通報・相談窓口の設置・運用などを継続的に実施しております。

#### 2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

##### 【基本方針の決議内容】

- ①取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体（以下、「文書など」という）に記録し、「文書取扱規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」などに基づき、担当部門において適切に保存および管理する。
- ②取締役および監査役は、必要ある場合は文書などを閲覧することができる。

##### 【運用状況の概要】

当社は、取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書等の重要文書について、関連資料とともにこれらを少なくとも10年間保存するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

### 3) 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

#### 【基本方針の決議内容】

- ①当社および当社グループ会社のリスク管理を行うため、「リスク管理規程」により当社グループ会社の横断的なリスクマネジメント体制を整備する。
- ②当社および当社グループ会社において予防および危機発生時の対応措置としてのガイドライン、マニュアルの作成、周知、研修などを行う。また、当社グループ各社の総務部門を主管とし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応を図る。

#### 【運用状況の概要】

当社の取締役は、当社グループにおけるリスクマネジメントの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織および規程を整備し、当社グループ各社の活動に組み込むことにより推進しております。これらの体制の構築、運用状況については、当社の内部監査部門が各社の内部監査を実施しております。

### 4) 当社および当社グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

#### 【基本方針の決議内容】

- ①当社グループ経営目標・方針など、重要事項の決定については、事前に当社グループ会社の社長、取締役、執行役員などと十分な審議を行った上で当社の取締役会に諮る。
- ②原則として、毎月1回開催する当社の取締役会においては、当社グループの経営概況および重要な経営施策の実況の報告を受け、その内容を検証する。また、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催する。
- ③ITなどを活用して経営目標および業務遂行状況をレビューするなど、情報システムの有効な運用により、意思決定の迅速化・効率化を図る。

#### 【運用状況の概要】

当社は、定期取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役会では、事業計画の進捗をはじめとする業務執行状況に関する報告事項や、戦略的な意思決定である決議事項の審議において、社外取締役および社外監査役を交えた活発な意見交換を行っております。また、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社における重要な経営事項に関し事前に協議するとともに、グループ会社の社長で構成する社長会を毎月開催し、グループ会社の事業運営について情報を共有するなど、グループ会社の取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保しております。

## 5) 当社および当社グループ会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

### 【基本方針の決議内容】

- ①企業行動規範としての「川田グループコンプライアンス憲章」、コンプライアンスの組織体制・運用などに関する規程、その他行動マニュアルなどを、全使用人がITなどにより常に最新の状態で確認できる環境を維持する。
- ②当社の監査室は内部監査部門として当社および当社グループ会社のコンプライアンスの状況を定期的に監査し、当社の社長、コンプライアンス担当役員、監査役に報告する。
- ③当社法務部によるグループ法務研修を定期的を開催し、コンプライアンスおよび法令等に関する情報の提供を行うとともに、コンプライアンスに関する教育・啓発活動を行う。

### 【運用状況の概要】

当社は、当社グループの全使用人にコンプライアンスを徹底させるため、社内報を通じた啓蒙、コンプライアンスをテーマに当社グループ使用人を対象とした法務研修を実施しております。

また、社内イントラネットにおいて、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。

## 6) 当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

### 【基本方針の決議内容】

- ①当社および当社グループ会社共通の精神的基盤としての「社訓」の下に、各社はその業態に適合するコンプライアンス体制を定め、施策を実行する。
- ②当社および当社グループ会社の業務に関しては、「関係会社業務処理規程」に基づき、所定の事項について承認または報告を受ける体制を維持する。
- ③当社グループ会社は、当社による経営指導内容などが法令に違反し、またはその疑義が生じた場合は、当社監査役に報告を行う。
- ④当社および当社グループ会社の監査役による「監査役協議会」において、当社グループ各社における監査の状況報告および意見の交換を行う。



#### 【運用状況の概要】

当社は、「関係会社業務処理規程」に基づき、当社グループ各社のモニタリングに関するルール・基準を整備するとともに、子会社取締役を兼任する取締役を通じて、子会社の業務執行状況をモニタリングしております。また、当社取締役会は、毎事業年度、内部統制システムの構築・運用状況について、確認しております。

### 7) 当社監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

#### 【基本方針の決議内容】

- ①監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命ずることができる。
- ②監査役から監査に必要な業務命令を受けた使用人は、その業務命令に関して取締役の指揮命令を受けない。
- ③監査室所属の使用人に対する人事的処遇に関し、担当取締役は監査役会の求めに応じてその事由などを説明する義務を負う。

#### 【運用状況の概要】

当社は、監査役の監査機能強化を図るために、業務執行から独立した監査室所属の使用人が監査役の業務を補助しております。また、当該補助使用人は、監査役補助業務を遂行するにあたり、監査役の指揮命令のみに従っております。

### 8) 当社および当社グループ各社の取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制および報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

#### 【基本方針の決議内容】

- ①監査役は、当社および当社グループ各社の取締役会その他の重要な会議に出席して、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するとともに、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができる。
- ②当社および当社グループ各社の取締役および使用人は、当社および当社グループ会社の業務に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、当社監査役に対し速やかに報告する。また、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況についても適宜報告する。
- ③監査役は「グループコンプライアンス規程」に基づき、「グループコンプライアンス委員会」に出席し、その報告を受け、意見を述べるることができる。
- ④当社監査役に報告を行った当社および当社グループ各社の取締役および使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いも受けないことを周知、徹底する。



**【運用状況の概要】**

監査役は、取締役会、「コンプライアンス委員会」、「グループコンプライアンス委員会」その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を適宜、把握しております。また、当社は、全役職員を対象とした内部通報制度を設け、重要な内部通報については、コンプライアンス担当役員から監査役に報告するとともに、「内部通報制度運用規程」において、内部通報を理由とした不利益取扱いの禁止と違反者に対する懲戒処分について定め、周知しております。

**9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制****【基本方針の決議内容】**

- ①監査役は、取締役・会計監査人などとの意見交換会の開催を求めることができる。また、必要に応じ弁護士、税理士などの助言を受けることができる。
- ②監査役は、監査室による内部監査の実施計画について事前に説明を受け、調整などを求めることができる。
- ③監査役は、会計監査人の職務の遂行に関する事項と監査役監査との連携を図るため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受ける。

**【運用状況の概要】**

当社は、監査室が適宜、監査役との緊密な連携を保っており、総務部、経理部等の各部門も、監査役の要請に応じて即時に必要な資料を提供するなど、監査役監査へ積極的に協力しております。

**10) 当社監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項****【基本方針の決議内容】**

監査役がその職務について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

**【運用状況の概要】**

当社は、当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払いおよび償還の手続等に関する方針を定めて、当該方針を適切に運用しております。

## (2) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方および整備状況

### 1) 基本的考え方

当社およびグループ会社は、「川田グループコンプライアンス憲章」に反社会的勢力への対応として以下の事項を明記し、全役職員に周知しております。

- ①社会的秩序や企業の健全な活動を阻害するあらゆる反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切関係を持たない。
- ②如何なる理由があろうとも、反社会的勢力を利用せず、また、不当な要求は断固として断る。
- ③民事介入暴力に対し、社員を孤立させず組織的に対応する。また、行政当局や法律家等の支援を得て対応する。

### 2) 整備状況

当社およびグループ会社は、反社会的勢力排除に向けて、「グループコンプライアンス委員会」を設置するとともに、法務部を中心に警察等行政当局や顧問弁護士と緊密に連携し対応する体制を構築しております。

また、役職員による反社会的勢力との関与の排除等を徹底するため、内部通報制度および懲戒規程を整備するとともに、「川田グループコンプライアンス憲章」、「コンプライアンスガイドブック」および「川田グループ暴力団対応ガイドライン」に基づく研修を継続的に実施しております。

## 7 会社の状況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>74,658</b>
現金預金	9,361
受取手形・完成工事未収入金等	55,898
未成工事支出金	3,337
その他のたな卸資産	1,150
その他	4,916
貸倒引当金	△4
<b>固定資産</b>	<b>64,434</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>26,757</b>
建物・構築物	5,849
機械・運搬具・工具器具備品	3,055
航空機・装備品	989
土地	14,821
リース資産	1,617
建設仮勘定	423
<b>無形固定資産</b>	<b>863</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>36,812</b>
投資有価証券	2,090
関係会社株式	31,571
長期貸付金	2
繰延税金資産	2,323
その他	1,353
貸倒引当金	△527
<b>資産合計</b>	<b>139,093</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>63,187</b>
支払手形・工事未払金	33,147
短期借入金	11,440
一年内返済予定の長期借入金	4,652
一年内償還予定の社債	5
リース負債	805
未払法人税等	872
未成工事受入金	4,105
賞与引当金	2,189
完成工事補償引当金	249
工事損失引当金	1,946
その他	3,773
<b>固定負債</b>	<b>15,276</b>
社債	100
長期借入金	8,530
繰上り借入金	916
繰延税金負債	55
繰延税金負債	1,475
繰延税金負債	482
繰延税金負債	3,242
繰延税金負債	288
繰延税金負債	131
繰延税金負債	54
<b>負債合計</b>	<b>78,463</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>56,822</b>
資本金	5,283
資本剰余金	10,762
利益剰余金	40,883
自己株式	△107
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,034</b>
その他有価証券評価差額金	1,444
土地再評価差額金	979
為替換算調整勘定	594
退職給付に係る調整累計額	16
<b>新株予約権</b>	<b>2</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>771</b>
<b>純資産合計</b>	<b>60,630</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>139,093</b>

## 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売 上	高 価		127,048
売 上 原 価			110,237
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			16,811
営 業 外 利 益			10,052
営 業 外 収 益			6,759
受 取 利 息 及 び 配 当 金	61		
資 産 賃 貸 収 入	146		
負 の の れ ん 償 却 額	20		
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2,247		
補 助 金 収 入	126		
そ の 他	219		2,822
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	348		
資 産 賃 貸 費 用	471		
そ の 他	218		1,038
経 常 利 益			8,543
特 別 利 益			
補 助 金 収 入	1,479		1,479
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損	100		
固 定 資 産 除 却 損	40		
減 損 損 失	353		
固 定 資 産 圧 縮 損	1,475		1,969
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			8,053
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,827		
法 人 税 等 調 整 額	△300		1,526
当 期 純 利 益			6,526
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			77
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			6,449

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年4月1日残高	5,271	10,746	35,018	△197	50,838
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）	12	12			24
剰 余 金 の 配 当			△585		△585
親会社株主に帰属する当期純利益			6,449		6,449
土地再評価差額金の取崩			0		0
自 己 株 式 の 取 得				△91	△91
自 己 株 式 の 処 分		25		95	121
連結子会社からの自己株式の取得による剰余金の増減		△16		85	69
非支配株主との取引に係る親会社持分の変動		△4			△4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	12	16	5,864	90	5,983
2020年3月31日残高	5,283	10,762	40,883	△107	56,822

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
2019年4月1日残高	1,710	980	499	498	3,687	2	716	55,245
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の 行使）								24
剰余金の配当								△585
親会社株主に帰属する当期 純利益								6,449
土地再評価差額金の取崩								0
自己株式の取得								△91
自己株式の処分								121
連結子会社からの自己株式 の取得による剰余金の増減								69
非支配株主との取引に係る 親会社持分の変動								△4
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△265	△0	95	△481	△653	△0	54	△599
当期変動額合計	△265	△0	95	△481	△653	△0	54	5,384
2020年3月31日残高	1,444	979	594	16	3,034	2	771	60,630

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流 動 資 産	2,416
現金及び預金	1,215
売掛金	12
未収入金	1,177
その他	11
固 定 資 産	22,416
有 形 固 定 資 産	37
建物・構築物	2
工具・器具及び備品	35
無 形 固 定 資 産	3
投資その他の資産	22,374
関係会社株式	22,354
繰延税金資産	9
その他	10
資 産 合 計	24,833

科 目	金 額
(負債の部)	
流 動 負 債	518
未払金	140
未払法人税等	295
賞与引当金	67
その他	15
固 定 負 債	113
退職給付引当金	113
負 債 合 計	631
(純資産の部)	
株 主 資 本	24,199
資 本 金	5,283
資 本 剰 余 金	9,644
資本準備金	7,284
その他資本剰余金	2,359
利 益 剰 余 金	9,286
その他利益剰余金	9,286
繰越利益剰余金	9,286
自 己 株 式	△15
新 株 予 約 権	2
純 資 産 合 計	24,201
負 債 及 び 純 資 産 合 計	24,833

(注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>営 業 収 益</b>		<b>2,108</b>
受 取 配 当 金	1,569	
手 数 料 収 入	493	
経 営 管 理 料	37	
そ の 他	7	
<b>営 業 費 用</b>		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,174
<b>営 業 利 益</b>		<b>933</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息	0	
資 産 賃 貸 収 入	6	
そ の 他	2	9
<b>営 業 外 費 用</b>		
資 産 賃 貸 費 用	27	
そ の 他	0	27
<b>経 常 利 益</b>		<b>915</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>915</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△201	
法 人 税 等 調 整 額	△5	△206
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,122</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
2019年4月1日残高	5,271	7,272	2,334	9,606	8,755	8,755
当 期 変 動 額						
新株の発行(新株予約権の行使)	12	12		12		
剰 余 金 の 配 当					△590	△590
当 期 純 利 益					1,122	1,122
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			25	25		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	12	12	25	37	531	531
2020年3月31日残高	5,283	7,284	2,359	9,644	9,286	9,286

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2019年4月1日残高	△19	23,613	2	23,616
当 期 変 動 額				
新株の発行(新株予約権の行使)		24		24
剰 余 金 の 配 当		△590		△590
当 期 純 利 益		1,122		1,122
自 己 株 式 の 取 得	△91	△91		△91
自 己 株 式 の 処 分	95	121		121
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△0	△0
当 期 変 動 額 合 計	4	585	△0	585
2020年3月31日残高	△15	24,199	2	24,201

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年6月1日

川田テクノロジーズ株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐川 聡<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大兼 宏章<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川田テクノロジーズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川田テクノロジーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月1日

川田テクノロジーズ株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 桐川 聡 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大兼 宏章 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川田テクノロジーズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月5日

川田テクノロジー株式会社 監査役会

常勤監査役	山田	勇	Ⓔ
監査役	岡田	敏成	Ⓔ
社外監査役	高木	武彦	Ⓔ
社外監査役	高木	繁雄	Ⓔ

以上

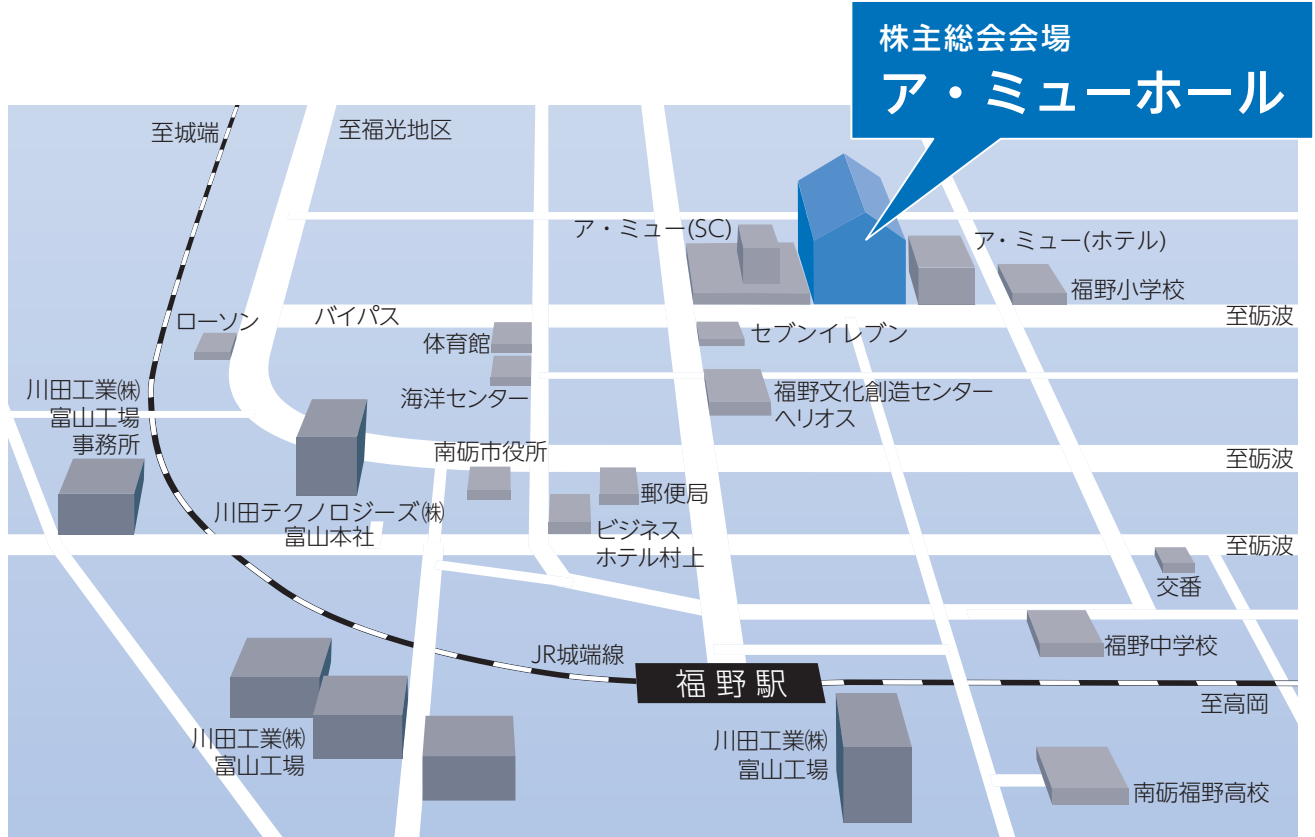
# 株主総会会場ご案内図

会場

富山県南砺市寺家新屋敷366番地  
ア・ミュージーホール(2階)

アクセス

- JR 城端線「福野駅」より ..... 徒歩約15分
- 南砺スマートIC より ..... 約3分
- 車 砺波IC より ..... 約10分
- 小矢部IC より ..... 約15分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。